

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長		
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2		
要 望 の 内 容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	—百万円 （▲176,100百万円） （ —百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>コロナからの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題であり、中小企業の生産性向上・賃上げが求められている中、中小企業は財務基盤が脆弱であるため、まずは財務基盤の強化が必要である。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業の発展</p> <p>政策の達成目標</p> <p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>中小企業関連税制等書背策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通じて、日本経済の成長に繋げる。</p>

	政策目標の達成状況	人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去 5 年間の適用件数 ・平成 30 年度：960,103 件 ・令和元年度：989,251 件 ・令和 2 年度：992,154 件 ・令和 3 年度：1,034,827 件 ・令和 4 年度：1,068,172 件 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 ・令和 2 年度：992,154 件 ・令和 3 年度：1,034,827 件 ・令和 4 年度：1,068,172 件 【減収額】 ・令和 2 年度 (19%→15%)：1,567 億円 ・令和 3 年度 (19%→15%)：1,701 億円 ・令和 4 年度 (19%→15%)：1,761 億円 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 ① 適用件数：1,068,172 件 ② 適用総額：44,019 億円 ※令和 4 年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>人手不足、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による後押しが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 令和 5 年度改正 延長 (租特 19%→15%)</p>	